

基準緩和サービスについてのQ&A

問1 基準緩和サービスの給付管理請求単位について

(答) 基準緩和サービスは単価設定が2種類あります。給付管理の際に注意してください。
1回あたりの単位数で請求するとき 週1回程度のサービス利用で月に3回以下、または、週2回程度のサービス利用で月に7回以下の場合
1ヶ月あたりの単位数で請求するとき 週1回程度のサービス利用で月4回以上、週2回程度のサービス利用で月8回以上の場合
単位数は、サービスコード表を参照してください。

問2 加算について

(答) 基準緩和サービスは加算がありません。

問3 通所型及び訪問型の相当サービスとの併用について

(答) 通所型相当サービスと通所型サービスA 及び、訪問型相当サービスと訪問型サービスAの併用はできません。

問4 総合事業のサービスで併用できるサービスについて

(答) 住民が実施する住民主体サービス(サービスB)と事業所の実施する相当サービス及び基準緩和サービス(サービスA)の併用は可能です。

問5 他市町村の被保険者が長野市の基準緩和サービスを利用できるか

(答) 長野市の指定基準で指定したサービス事業所が実施しているため、他市町村の保険証でサービスを利用することはできません。サービス事業所が、相手先市町村の指定を受ける必要があります。

問6 長野市の被保険者が、他市町村で基準緩和サービスを利用したい場合は

(答) 住民票を居住している市町村へ異動してください。長野市では、他市町村のサービス事業所の指定は原則行いません。